

# 官報

(号外)  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### 〔告示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第  
十一項の規定に基づき発行した割引  
短期国債の発行条件等を告示

### (財務二)

○国債の発行等に関する省令第五条第  
十一項の規定に基づき発行した利付  
国債の発行条件等を告示(同二七八)  
○国債の発行等に関する省令第六条第  
十一項の規定に基づき発行した利付  
国債の発行条件等を告示  
(同九一一)

○国債の発行等に関する省令第七条第  
三項の規定に基づき発行した割引短  
期国債の発行条件等を告示(同一一)  
○弁理士法施行規則第六条第三号及び  
第七号の経済産業大臣が認める者を  
定めた件(経済産業三)

○建築士法の規定に基づき、建築士事  
務所の開設者がその業務に関して請  
求することのできる報酬の基準を定  
める件(国土交通一五)

### 〔公告〕

#### 諸事項

裁判所  
破産、免責、再生関係  
特殊法人等  
独立行政法人理化学研究所平成十九  
事業年度財務諸表、独立行政法人産  
業技術総合研究所特定計量器型式承  
認、中日本高速道路株式会社工区  
間変更、弁理士登録関係  
地方公共団体  
行旅死亡人、公示送達関係  
会社その他  
会社決算公告

### 告示

○財務省告示第二号  
国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵  
省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十年十二月二十二日に発行した割引短期国  
債の発行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

一 名称及び記号  
割引短期国庫債券(第四百四十  
二回)

二 発行の根拠  
法律及びその  
の条項  
特別会計に関する法律(平成十  
九年法律第二十三号)第四十六  
条第一項

三 振替法の適  
用等  
社債等の振替に関する法律(平  
成十三年法律第七十五号)以下  
「振替法」という。の規定の適  
用を受けるものとし、その振替  
機関は日本銀行とする。

四 発行方法  
価格を競争に付して行われる入  
札(以下「価格競争入札」とい  
う。)による発行(以下「価格競  
争入札発行」という。)及び価格  
競争入札と同時に行為される入札  
であつて、財務大臣が各国債市  
場特別参加者ごとに応募限度額  
を定めるものによる発行(以下  
「国債市場特別参加者・第一非  
価格競争入札発行」という。)

五 募入決定の  
方法  
各申込みのうち応募価格の高い  
ものからその応募額を順次割り  
当てる。

六 発行競争  
額  
額面金額で一兆三千九百六十四  
億八千万円

七 払込金額  
一兆三千九百三億二千二百三十  
八万四千六百円

八 最低額面金  
額  
千円

九 振替単位  
振替法の規定による振替口座簿  
の記載又は記録は、最低額面金  
額の整数倍の金額によるものと  
する。

十 発行日  
平成二十年十二月二十二日

十一 発行価格  
額面金額百円につき九十九円五  
十五銭二厘以上それぞれの応  
募価格

十二 国債市場  
特別参加  
者・第一  
非価格競  
争入札競  
行  
額面金額百円につき九十九円五  
十五銭九厘

十三 償還期限  
平成二十一年十二月三十一日  
ただし、償還期が銀行休業日に  
当たるときは、その翌営業日に  
償還金を支払う。

十四 償還金額  
元金支払  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

十五 入札参加  
者  
財務大臣から通知を受けた者

○国債市場  
特別参加  
者・第一  
非価格競  
争入札競  
行  
額面金額で千三十五億円

十六 払込期日  
平成二十年十二月二十二日

十七 国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵  
省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十年十二月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

十八 国債市場  
特別参加  
者・第一  
非価格競  
争入札競  
行  
額面金額百円につき九十九円五  
十五銭九厘

十九 償還期限  
平成二十一年十二月三十一日  
ただし、償還期が銀行休業日に  
当たるときは、その翌営業日に  
償還金を支払う。

二十 償還金額  
元金支払  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

二十一 入札参加  
者  
財務大臣から通知を受けた者

二十二 国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵  
省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十年十二月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一

二十三 国債市場  
特別参加  
者・第一  
非価格競  
争入札競  
行  
額面金額百円につき九十九円五  
十五銭九厘

二十四 償還期限  
平成二十一年十二月三十一日  
ただし、償還期が銀行休業日に  
当たるときは、その翌営業日に  
償還金を支払う。

二十五 償還金額  
元金支払  
額面金額百円につき百円  
日本銀行

二十六 入札参加  
者  
財務大臣から通知を受けた者

二十七 国債の発行等に関する省令(昭和五十七年大蔵  
省令第三十号)第五条第十一項の規定に基づき、  
平成二十年十二月十五日に発行した利付国債の発  
行条件等を次のとおり告示する。  
平成二十一年一月七日

財務大臣 中川 昭一